

(事業主の方へ)

労働者の雇用維持や人手不足解消のために 助成金を活用した “在籍型出向”を取り入れてみませんか？

福井労働局・ハローワークでは、福井県や産業雇用安定センターなど関係機関と連携して、在籍型出向を活用する企業の支援に取り組んでいます。

在籍型出向のマッチング支援

*裏面には、マッチングの事例等をご紹介します。

(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを**無料**で行っています。

在籍型出向のマッチング支援についての相談や興味がある**送り出し希望の事業主**や**受け入れ希望の事業主の方**は、まずは次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

(公財) 産業雇用安定センター 福井事務所

福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル4階 ☎ 0776-24-9025

在籍型出向の助成制度

*裏面には、本助成金の概要等をご紹介します。

福井労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、**出向元と出向先の双方の事業主に対して助成**する「**産業雇用安定助成金**」による支援を行っています。

産業雇用安定助成金の申請先は福井労働局になります。本助成金の相談や興味がある事業主の方は、次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

福井労働局 職業対策課

福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階 ☎ 0776-22-2683

福井県における在籍型出向支援の取組

【福井県における在籍型出向のマッチング事例】

	送り出し企業	送り出しの理由	受入れ企業	受入れの理由	出向者数
事例	金属製品製造業	・新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んでいる。 ・休業ではない方法で熟練工の雇用の維持を図りたい。	食料品製造業	・これまで人手不足が続いており苦慮してきた。 ・特に冬場の人員確保は深刻な問題であり、一時的な出向でもよいので受け入れたい。	10名

【福井県における在籍型出向支援の取組】

福井県では、労働局をはじめ労働団体、経済団体等の関係機関と協働し、「福井県雇用シェア促進協議会」を設置し、産業雇用安定センターへの企業紹介やモデル企業のPRなどを通し、本県における在籍型出向を促進しています。

在籍型出向について関心をお持ちの事業主の方は、是非、表面に記載のある産業雇用安定センターにご連絡ください。

産業雇用安定助成金のご案内

【対象となる事業主】

① 出向元事業主

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

② 出向先事業主

当該労働者を受け入れる事業主（“解雇等”や“雇用量の減少”がないこと。）

【対象となる期間】

雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となります。出向期間が1ヶ月以上2年未満の出向が対象（助成金の支給は、対象労働者1人あたり12ヶ月が限度）

【助成率・額】

○ 出向運営経費

出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成

- ・ 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 9/10（中小企業以外3/4）
- ・ 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 4/5（中小企業以外2/3）
- ・ 上限額（出向元・出向先の合計） 12,000円/日

○ 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成

- ・ 助成額 各10万円/1人当たり（定額）
- ・ 加算額（※） 各5万円/1人当たり（定額）

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

【助成金活用の参考例】

例えば・・・5名の従業員がいる企業で、コロナ禍の影響により事業場の全部を一時的に休業せざるを得ない場合において、5名のうち3名の従業員は、休業状態が想定より早く解消された場合に備え、「雇用調整助成金」を活用した休業を行い、2名の従業員分については一定期間の休業が確実であるため、従業員の同意の下、「産業雇用安定助成金」を活用した在籍型出向により雇用の維持を図るなど、状況により2つの雇用維持のための助成金を活用することもできます。

* その他申請方法や支給要件等については、厚生労働省HPに『産業雇用安定助成金のガイドブック』又は『支給要領』に詳細が掲載されています。申請の際は、必ずご確認ください。